速度取締り指針

令和８年７月
下松警察署

速度取締り重点路線

※　重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ～ 21:00	切山地区	60km/h
国道188号	6:00 ～ 21:00	東豊井地区	60km/h
市道西条線	7:00 ～ 17:00	末武上～生野屋地区（花岡小校区）	40km/h

○　速度超過による事故は重大な結果を生じさせることから、重点路線を中心に速度取締りを強化します。
○　人身事故が多い時間帯を中心にランダムな速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和８年１月～６月）

※　●　：　交通事故多発エリア

【抽出条件】
・　交通事故　：　令和7年～令和8年上半期（私道と駐車場を除く。物損事故は令和8年を除く。）
・　交通事故多発エリア　：　半径 100m以内で 12 件以上事故が発生しているエリア

○　依然として国道における人身事故が発生しており、今後も重大事故の発生が懸念されるため、引き続き速度取締りを実施します。
○　日中から薄暮時間帯にかけて県道、市道で人身事故が多く発生しています。また、交差点における事故が多発しているため、多角的な交通指導取締りを推進します。

その他の交通指導取締り

○　市街地や交差点などの危険箇所において、信号無視や指定場所一時不停止、携帯電話使用等の取締りを強化します。
○　通学路における通行禁止違反取締りのほか、自転車指導啓発重点路線を中心に自転車に対する取締りや指導啓発活動を行います。